ウ　事業量

・農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備により収益力向上等に取り組む地区　約 80 地区

・情報通信環境の整備に取り組む地区　約 100 地区

・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積（再掲）

（・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積　237.8 万 ha
・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積　66.4 万 ha）

・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル　約 70 か所（再掲）

・更新に着手する農業集落排水施設　約 500 地区（再掲）

（表２）事業の種別ごとの実施の目標及び事業量

事業の種別	事業の実施の目標及び事業量
○　基幹農業用用排水施設整備事業 （農用地の利用上必要な農業用用排水施設で基幹的なものの新設、管理及び変更）	○　前掲の政策目標３における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり（基幹的な農業用用排水施設に係るものに限る。）
○　農用地総合整備事業 （農用地の利用上必要な農業用用排水施設（基幹的なものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業）	○　前掲の政策目標１、２、３、４及び５における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり（政策目標３については、基幹的な農業用用排水施設に係るものを除く。）
○　防災事業 （農用地の保全のため必要な事業）	○　前掲の政策目標４における「イ　施策の成果目標」及び「ウ　事業量」に記載のとおり

第５　大規模自然災害への対応

１　東日本大震災からの復旧・復興

平成 23 年（2011 年）３月 11 日の東日本大震災の発災から 14 年が経過する中、政府は、平成 27 年度（2015 年度）までの「集中復興期間」、平成 28 年度（2016 年度）から令和２年度（2020 年度）までの「第１期復興・創生期間」、令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）までの「第２期復興・創生期間」を通じて、様々な復興施策を講じてきた。今後、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の「第３期復興・創生期間」を通じて、引き続き復興施策を講じることとしている。

これまでの復興施策の結果、地震及びそれに起因した大津波により農地・農業用施設等に甚大な被害を受けた地域においては、福島県の原子力被災 12 市町村の一部を除き、ほぼ全ての復旧が完了している。

原子力被災 12 市町村においても、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業用施設等の復旧・整備、農業水利施設の保全管理、農業用ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等に取り組み、営農再開は着実に進捗している。

一方、避難指示解除が遅かった地域など、それぞれ現況が大きく異なっていることから、営農再開の加速化を図るため、引き続き、農地の大区画化、農業用ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等を進めるとともに、限られた担い手、地域住民及び土地改良区による維持管理体制の構築並びに管理の省力化に資する対策を推進する。

２　令和６年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

令和６年（2024 年）１月に発災した能登半島地震は、農地 4,208 か所、農業用施設等 9,879 か所の被害をもたらした。農林水産省は、甚大な被害を受けた奥能登地域等に MAFF-SAT を派遣（延べ１万 1,277 人）し、石川県や被災市町と連携し、土地改良事業団体連合会、建設業等の関係団体の協力を得つつ、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策の実施を支援し、復旧計画の工法検討等に関する技術支援を行った。農業集落排水施設、営農飲雑用水施設についても、土地改良事業団体連合会等の関係団体の協力を得て、全国から派遣された技術者により点検・応急復旧が迅速に行われた。

また、農林水産省は、能登半島地震による被害の早期復旧に取り組むため、甚大な被害を受けた国営造成施設の直轄災害復旧事業（４地区）を実施するとともに、石川県からの要請を受け、大規模災害からの復興に関する法律（平成